

令和5年3月8日

令和5年第1回岬町議会定例会

第2日会議録

令和5年第1回（3月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和5年3月8日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場3階 議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 谷地泰平	2番 瀧見明彦	3番 奥野学
4番 中原晶	5番 坂原正勝	6番 反保多喜男
7番 辻下正純	8番 早川良	9番 竹原伸晃
10番 松尾匡	11番 道工晴久	12番 出口実

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 7名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	まちづくり戦略室理事 兼人事担当課長	廣田尚司	
副町長 中口守可	総務部理事 兼財政改革部理事	栗山信幸	
副町長 松岡裕二	総務部 企画地方創生監	寺田武司	
教育長 古橋重和	しあわせ創造部 総括理事兼住民課長	今坂嘉文	
まちづくり戦略室長 兼町長公室長	川端慎也	しあわせ創造部理事 兼生活環境課長	辻里光則
総務部長 会計管理者	西啓介	しあわせ創造部理事	松本啓子
財政改革部長	相馬進祐	しあわせ創造部理事	松下亨
しあわせ創造部長	松井清幸	都市整備部理事	吉田一誠
都市整備部長	奥和平	教育委員会事務局理事 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	小川正純
教育次長 兼指導課長	澤憲一	財政改革部副理事 兼財政改革課長	内山弘幸
まちづくり戦略室 危機管理監	寺田晃久		
兼危機管理担当課長			

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増田 明

議会事務局係長 池田 雄哉

○会 期

令和5年3月7日から3月28日（22日）

○会議録署名議員

10番 松尾 匡 11番 道工 晴久

---

#### 議事日程

日程第 1	一般質問
日程第 2 議案第 1号	令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）について
日程第 3 議案第 2号	令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）について
日程第 4 議案第 3号	令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次）について
日程第 5 議案第 4号	令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）について
日程第 6 議案第 5号	令和5年度岬町一般会計予算について
日程第 7 議案第 6号	令和5年度岬町国民健康保険特別会計予算について
日程第 8 議案第 7号	令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第 9 議案第 8号	令和5年度岬町下水道事業特別会計予算について
日程第10 議案第 9号	令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計予算について
日程第11 議案第10号	令和5年度岬町介護保険特別会計予算について
日程第12 議案第11号	令和5年度岬町淡輪財産区特別会計予算について
日程第13 議案第12号	令和5年度岬町深日財産区特別会計予算について
日程第14 議案第13号	令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算について
日程第15 議案第14号	町道路線の認定について

- 日程第16 議案第15号 岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第16号 岬町子ども・子育て会議条例の一部改正について
- 日程第18 議案第17号 岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について
- 日程第19 議案第18号 岬町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

(午前10時00分 開会)

○出口 実議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回岬町議会定例会2日目を開会いたします。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○出口 実議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

初めに早川 良君。

○早川 良議員 皆さんおはようございます、早川 良でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従って、一般質問をさせていただきます。

今回、私の一般質問は1点でございます。積雪時の公用車及び消防団車両の運用体制についてでございます。

まだ皆様の記憶に新しいと思います。本年1月24日から25日にかけて、強い冬型の気圧配置により、非常に強い寒気が流れ込み、この岬町を含め、泉州南部から和歌山方面への降雪により、町内の主要幹線道路において、路面の凍結が発生し、通行止めや走行不能になった自動車の交通事故により、長時間交通渋滞が発生しました。

そこで、本町において、南海トラフ地震と災害はいつ発生するか分からないと言われている中、積雪時においても避難所の開設や住民への呼びかけなど、災害等に出動できる体制はとられているのか、答弁よろしくお願いたします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 早川議員のご質問についてお答えさせていただきます。

初めに、当日の気象要因等からご説明いたします。

本年1月24日から25日にかけては、冬型の気圧配置が強まり、強い寒気が流れ込んだことにより、北大阪、泉州を中心に降雪量が多くなりました。当時は大阪管区气象台から24日夜遅くから翌25日昼間にかけて、大阪市以外の山地、平地ともに大雪注意報が、また大阪市を除く府内全域に低温注意報も発表されており、積もった雪がそのまま融けずに凍結するに至ったと考

えられます。

その結果、本町内の主要幹線道路におきましては、路面の凍結が発生したため、車両の通行に支障をきたし、通行止めや、長時間にわたった交通渋滞が発生したことは承知しております。

本町の気候につきましては、四季を通じて温和で雨量の少ない瀬戸内式気候区に属することから、降雪、着雪しにくい傾向があります。よって、本町職員や消防団員には、大雪やそれに伴う凍結に対処した経験はほぼなく、準備も十分であったとは言えません。

特に公用車及び消防団車両を運用するためのタイヤチェーン装備自体、消防団車両のごく一部、台数は全部で14台のうち、指令車及び救助資機材搭載車が2台、この一部を除きまして保有しておりませんでした。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど危機管理監より本町職員や消防団員には、大雪やそれに伴う凍結に対応した経験はほぼなく、準備も十分ではなかった。また、公用車及び消防団車両を運用するためのタイヤチェーン装備等も、消防団車両のごく一部にしか保有していないとのことでした。

私は長年、防災の分野で本町と携わり、災害対策本部設置時の町長はじめ幹部職員の皆様が、本当に先手先手で対応に当たっていただき、避難所の早期設置や、住民に寄り添った運営、また水門や危険箇所の見回りなどに尽力している姿を見えています。

また、消防団の方々にあっては、団長の指揮命令の下、早期に災害現場に従事して下さっている姿を、非常に心強く、岬町の自慢であります。

しかし、先ほどの答弁であったように、装備不足により、現場に出たくても現場活動ができないう事態が考えられることは非常に残念であり、防災を考える上で、想定外はあってはならないと思います。

そこで今後、様々な気象条件を想定した車両の装備体制についてどう考えているか、答弁お願いいたします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

当日は鉄道などの公共交通機関の運休も重なったことから、職員の登庁にも支障が生じましたが、幸い消防団の出動を要する緊急事案は発生いたしませんでした。

しかしながら、今後予想されている南海トラフ地震などの大災害が、職員や消防団員の活動をしばらくの時期には起きないとの楽観的な見通しを、防災を考える上では避けるべきと考えております。

つきましては、今回のような大雪への対処に限らず、様々な気象条件を想定し、車両の装備面からも、防災の体制づくりに努めてまいります。

○出口 実議長 早川 良君。

○早川 良議員 先ほど危機管理監より大雪の対処にかかわらず、様々な気象条件を想定し、車両の装備面など、体制づくりに努めると回答をいただきました。

大災害時には、常備消防だけでは到底対応できません。また、南海トラフ地震などの発生時は、緊急消防援助隊や自衛隊の到着には日数がかかることが想定されます。自分たちの町は自分たちで守る、町民の生命を守るのは町職員、消防団等の初動体制が最も重要であります。早期の装備充実を強く要望し、私の一般質問を終了します。ありがとうございます。

○出口 実議長 早川 良君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

再開は10時15分といたします。

(午前10時09分 休憩)

(午前10時15分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長より許可をいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、1、今後の町立小学校のあり方について、2、「読みたくなる広報紙」を目指して、3、デマンドタクシーの実証実験についての3つについて質問をさせていただきます。

まず、1つ目の質問です。1つ目は、今後の町立小学校のあり方についてです。

昨日の一般質問において、瀧見議員、中原議員からも話があったように、2022年の出生数が80万人割れという衝撃の発表がありました。この80万人割れというのは、前年比5.1%減、7年連続過去最少を更新、そして、国の推計より11年も早まった結果です。

このように、少子化は国の予想をはるかに上回るスピードで進み、どんどん深刻化しています。そんな中、全国的に小学校の児童数が減っており、多くの自治体で小学校のあり方について検討が行われています。

岬町も例外ではなく、児童数は減り続けています。先日、道工議員が一般質問されておりました。

たし、過去にも同様の一般質問がされておりますが、小学校のあり方について、検討を進めるべきではないかと考えます。

そこで、幾つかお伺いいたします。

まず、各小学校の来年度から令和10年度までの6年間の児童数の予測はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

令和5年度から令和10年度までの児童数の推移についてですが、令和5年2月1日時点での住民基本台帳の人口をベースとした試算では、淡輪小学校では、令和5年度は363名、令和6年度は340名、令和7年度は332名、令和8年度は310名、令和9年度は288名、令和10年度は280名と見込まれます。

深日小学校では、令和5年度は81名、令和6年度は89名、令和7年度は86名、令和8年度は84名、令和9年度は79名、令和10年度は74名と見込まれます。

多奈川小学校では、令和5年度は46名、令和6年度は45名、令和7年度は37名、令和8年度は32名、令和9年度は36名、令和10年度は40名と見込まれます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁にて、令和5年度から令和10年度までの児童数の推移について回答をいただきました。

お配りしている参考資料の資料1から資料3をご覧ください。先ほどお答えいただいた人数を分かりやすいようにグラフにしてみました。資料1が淡輪小学校、資料2が深日小学校、資料3が多奈川小学校です。また、比較対象として令和4年度の児童数も記載しています。

淡輪小学校は毎年減り続け、令和10年度には令和4年度の370人から約24%減の280人まで減る予測です。深日小学校と多奈川小学校は、全校児童数が少ないため、年によって増減がありますが、深日小学校は令和10年度には令和4年度の84人から約12%減の74人、多奈川小学校は48人から約17%減の40人まで減る予測です。

しかも、こちらはあくまでも住民基本台帳の人口ベースでの試算であり、今、岬町に住んでいる就学前の子どもたちがそのまま町立小学校へ通った場合であり、私立小学校の選択や転入・転出による増減予測は考慮されておられません。昨年、令和4年6月議会の道工議員の一般質問にて、私立小学校へ通っている児童数は全体の5.5%との答弁がありました。これらを考慮すると、さらに人数は少なくなることが予想されます。こういった中、児童数を増やすには、出生数と転

入者数を増やす方法しかありません。

そこでお伺いいたします。

過去5年間の転入者のうち、12歳以下、これは転入時点になりますけれども、こちらは何人になりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

平成29年度から令和3年度における転入者数ですけれども、住民基本台帳の人口より算出したところ、淡輪小学校区では、平成29年度は42名、平成30年度は23名、令和元年度は30名、令和2年度は29名、令和3年度は25名となっております。

深日小学校区では、平成29年度は11名、平成30年度は8名、令和元年度は9名、令和2年度は6名、令和3年度は10名となっております。

多奈川小学校区では、平成29年度は0名、平成30年度は2名、令和元年度は1名、令和2年度は4名、令和3年度は4名となっております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの回答によりますと、いずれの校区においてもばらつきはあるものの、毎年一定数の子どもの転入者がいるということを確認できました。しかし、児童数が減少し続けているということは、それだけでは歯止めをかけるには十分ではないということになります。

そこで、お伺いいたします。

児童数が減少し続けている状況に対して、これまでどのような対策を検討してきたのでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 谷地議員のご質問にお答えします。

本町では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援により、少子化を克服するとともに、次代の岬を担う人材の育成確保に努めております。

具体的な事業としましては、移住・定住に対する住宅取得などの優遇制度の整備や、結婚の希望の実現に向けて、結婚新生活のスタートアップに係る支援などを実施しております。

また、妊娠・出産の支援につきましては、不妊・不育治療の支援をはじめ、出産祝い金等の出産時の経済的な支援を行っております。子育ての支援として、保育所給食の無償化やファミリーサポートセンター、子育て支援センター、学童保育事業などの充実に努めるとともに、子育て世帯が抱く不安を緩和し、子どもを安心して生み育てられるようにするために、医療、保育、教育、

就労など、子育ての各段階に応じて切れ目なく提供するとともに、総合的に応援する対策を講じております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの回答にて、移住・定住施策、少子化対策、子育て支援策など、様々な取組をされており、令和5年度も第1子の保育料半額軽減など、どんどん子育て支援策の拡充を図っていることは承知しております。

しかし、冒頭でも述べたとおり、日本全体で少子化が深刻な状況であり、「第2期岬町人口ビジョン」にも記載されておりますが、岬町の平成25年から29年の合計特殊出生率は1.14と、全国平均1.43、大阪府平均1.37や、近隣市町村よりも低いのが現状です。そのため、この数年の間に児童数の減少を食い止めるほどの出生数を増加させることは極めて難しいと考えます。

ここで、ご存じかとは思いますが、全国の小学校の状況についてお伝えしたいと思います。

資料4から資料8をご覧ください。

こちらの資料は、昨年、令和4年8月26日に文科省初等中等教育局が開催した「学校魅力化フォーラム」の資料です。

資料4は、平成元年から令和3年の公立小中学校数と児童生徒数の推移です。過去10年間で公立小中学校の学校数は9.9%減少、数で言うと3.1万校が2.8万校と3万校減、児童数は9.8%減少、数で言うと1,000万人が900万人と100万人減、1市町村に1小学校、1中学校等という市町村は自治体の14%に上ります。これは1,747市町村のうち244市町村に上ります。

次に、資料5は、先ほどの資料4の内訳として、公立小学校の数と児童数の推移を表したものです。この10年間で2,403校も減少しており、これは「平成の大合併」の間を超えるようなペースになっています。

次に、資料6をご覧ください。

こちらは公立小学校の学級数の割合を示したものです。先ほどまでの資料にて、児童数の減少とともに、学校数も急激に減っていましたが、それでも約4割の学校が標準規模を下回っています。

なお、標準規模については、学校教育法施行規則第41条にて、小学校の学級数は12学級以上18学級以下とされています。岬町においては、淡輪小学校だけが現在ぎりぎり標準規模ですが、数年後には下回る可能性があります。

次に、資料7をご覧ください。

こちらは令和3年度学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査の結果です。これによると、77%の市町村が学校規模に課題を抱えており、うち84%が対策の検討に着手している状況です。

次に、資料8をご覧ください。

こちらは適正規模・適正配置に関する基本的な考え方を示したものです。これによると、学校規模、学級数というのは、どのような考え方で設定されたかということ、「児童生徒が集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくという特質を踏まえると、学校については一定の規模を確保することが望ましい」とされています。

そういった中で、学校規模の適正化の検討については、「あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に据え、学校教育の目的や目標をよりよく実現するために行うべきもの」、「また、学校は地域のコミュニティの核として、防災・保育・地域の交流の場等の機能を併せ持つ。地域の事情により学校統廃合が困難な場合や小規模校として存続させる必要な場合もある」とされています。

こういったことから、「統廃合することも、小規模校として存続させることも、設置者である自治体で判断」とされています。結局のところは、地域の実情に合わせて自治体が判断しなければならないということです。

また、小規模校として存続させる場合には、小規模特認制度を導入している自治体も増えていきます。小規模特認制度は、学校選択制の一つであり、小規模のよさや特色ある教育を生かし、学区外からでも入学できる制度です。近隣市町でも泉南市、泉佐野市、貝塚市、岸和田市、あと他県にはなりますが和歌山市などで導入しており、阪南市も阪南市立学校あり方検討委員会にて検討を行っています。

そこでお伺いいたします。

このように全国で学校の統廃合や小規模特認制度のような学校選択制の導入が進んでおりますが、どのように考えておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

これまでも答弁させていただいておりますが、教育委員会におきまして、今後の教育環境の在り方について、継続的に検討を行っているところであります。

検討課題としましては、学校選択制の活用、統廃合、小中一貫校等について検討を行っております。

学校選択制につきましては、学校を選択するに当たり、保護者や児童の希望に沿うことができるというメリットがありますが、児童の就学数が特定の学校に偏る可能性があり、小規模校2校がある本町ではなじまないと考えております。現時点では、地域の子どもは地域で育てる、地域の特色や小規模校のメリットを生かした地域とともにある学校づくりに取り組むとしていることから、小学校3校を維持することということにしております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、地域とともにある学校づくりという考えも理解することができますが、その学校に通う子どもがいなければ、学校自体なくなってしまう。現在の学区制ではその地域に住んでいる子どもの数が学校の児童数の最大数になります。幾ら学校や地域の人協力して、魅力的な学校にしたとしても、そこに住む子どもの数が増えない限りは、児童数は増えないということです。

先ほども述べたとおり、この数年で児童数の減少に歯止めをかけるほど出生数を増やしていくことはとても難しいと考えます。さらに、学区制により、学区内という制限を設けていけば、なおさらだと思います。

資料9をご覧ください。

こちらは小規模特認校の成功事例としても有名であり、「奇跡の小学校の物語」という映画にもなった宇都宮市立城山西小学校という学校があります。5年以内に複式学級を解消しなければ廃校と宣告された35人の小さな学校が、小規模特認校として再スタートして、学校・地域・行政一体となって、魅力ある学校づくりを行い、奇跡の復活を成し遂げたといったものです。現在では児童数は当時の3倍で、その半数以上が学区外という状況です。

資料10は、城山西小学校の特色ある学校づくりの内容です。

この場では個々の内容については説明しませんが、学区外であろうと、魅力ある学校であれば、通いたいと思う子どもも通わせたいと思う親がいるということです。しかし、住んでいる場所、住みたい場所が、その学区内とは限らないため、どれだけ魅力ある学校であったとしても、学区に縛られたままでは、児童数を増やすことは難しいと思います。

教育の主権者は、子どもとその保護者です。そして、学校づくりには地域の人たちの存在も大切です。そのため、今後の町立小学校のあり方について、行政だけで考えるのではなく、住民アンケートを行うべきと考えますがいかがでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 教育次長、澤 憲一君。

○澤教育次長 ご質問にお答えさせていただきます。

小学校3校を維持しつつ、今後の教育環境のあり方について、現在進めているところであり、住民アンケートの実施については、時期尚早と考えております。

今後、教育委員会として新たな方向性が定まった段階で、住民アンケートの実施の有無について判断させていただきたいと考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほど答弁にて住民アンケートの実施は時期尚早とのことですが、冒頭でも述べたように、少子化は国の予想をはるかに上回るスピードで進んでいます。最初の質問でお答えいただいた児童数予測でも、どんどん児童数は減少していくことが予想される状況です。そのため、決して手遅れにならないように、適切なタイミングで住民アンケートを実施いただき、子どもたち、その保護者、地域の人たちの声を聞いていただくよう強く要望して、この件についての質問を終わりたいと思います。

次に、2つ目の質問です。2つ目は、「読みたくなる広報紙」を目指してです。

私は、これまでも行政の情報発信の重要性と効果的な実施について訴えてきました。令和4年6月議会においては、ホームページやSNSの効果的な活用について訴えましたが、今回は広報紙である「岬だより」について質問したいと思います。

「岬だより」は、毎月全戸配布されるものであり、住民が町のことを知る一番の情報源です。そこで、お伺いいたします。

2021年に複業人材で広報アドバイザーを活用して、広報「岬だより」に改善を図る取組を行っていましたが、具体的にどのような改善を図ったのでしょうか。また、その効果検証は行っておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 谷地議員のご質問にお答えします。

広報マーケティングアドバイザーを活用し、令和3年8月1日から10月31日までの3か月間、実証実験を行いました。若手職員を中心に、プロジェクトチームを立ち上げ、全庁的な取組として意識づけし、課題の共有をアドバイザーとともに話し合いを行っております。

広報紙については、アンケート調査を実施することで課題を抽出し、方針を決定することとし、アドバイザーからは、どのような広報紙にしたいかをイメージすることが大事であることや、アンケート調査からは、写真や図解などを増やし、テキスト量を減らすなどのご意見をいただきま

した。

これらを踏まえ、イラストの活用は令和3年11月号から実施しており、令和4年1月号からは、Instagramの写真掲載をはじめ、岬町の風景や魅力ある場所などを紹介してございます。また、表裏表紙などをカラーにするなど、手に取っていただけるよう改善しております。

今後は、親しみやすい、かつ住民の目に留まる紙面づくりを目指すとともに、テーマ設定やレイアウトなど、特集号を充実させ、町政に対する興味や関心を高めることを目指します。効果検証につきましては、広報PR活動を改善していくために、非常に重要なポイントであると理解しております。

しかしながら、広報活動が成果につながっているのか現状では把握できておらず、今後は広報紙のアンケート調査を実施し、具体的かつ定量的な評価指標を設けるよう努めたいと考えてございます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、アドバイザーからはどのような広報紙にしたいかをイメージすることが大事、アンケート調査からは、写真や図解などを増やし、テキスト量を減らすなどの意見があり、令和3年11月号から、イラストを活用しているとの回答でした。

確かに、令和3年11月号からフリーのイラストから、みさっきーのイラストを使用するようになっているようですが、正直、それ以外は大きく改善しているようには見てとることができません。また、効果検証についても、まだ実施できていないとのことでした。どんな取組もそうですが、実施するだけでなく、効果検証、改善を繰り返すことが重要です。そのため、まずは効果検証を行う必要があります。

また、自治体の広報紙においては、全国広報コンクールというものがあります。公益社団法人日本広報協会が主催しているコンクールであり、地方自治体等の広報活動の向上に寄与することを目的としたものです。

広報紙、ウェブサイト、広報写真、映像、広報企画、こちら5つの媒体について、広報紙は3部門、都道府県・政令指定都市、市部、町村部、ウェブサイトも3部門、同様に都道府県・政令指定都市、市部、町村部、広報写真については2部門、1枚写真、組み写真、こういった部門ごとにそれぞれ審査されます。

資料11をご覧ください。

今回は広報紙の市部と町村部についてのみ取り上げますが、2022年の広報紙市部特選、愛媛県西条市、広報紙町村部特選、神奈川県葉山町の表紙です。このコンクール入賞作品は、いず

れもクオリティーがとても高く、手に取って読みたくなるものばかりです。こういったクオリティーが高い広報紙を参考に、もっと読みたくなる広報紙を目指すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 谷地議員のご質問にお答えします。

読みたくなる広報紙を目指すべきではないかのご質問ですが、先ほど答弁でも少し触れましたが、手に取ってもらえる効果的な取組として、表紙が大変重要であると考えてございます。

まず、子どもを含めた地域の人々の関心を引く写真を一面トップに載せることとしております。これは読者である地域の人に手に取って見てもらうことを最大のポイントにし、そのために子どもを含めた地域の人々の関心を引く写真を一面トップに掲載するようにしております。

作り手の満足感と読者の満足感は同じでないことを認識して、読者の目線で作ることをポイントにしており、自分たちのことが掲載されていると、子どもから高齢者までが、発行日を待つ「岬だより」を目指しております。

次に、高齢者も読みやすいレイアウトづくりを目指しております。文字の大きさや難しい漢字を使用しない、分かりやすい文章、写真などを入れるなどして、高齢者も読みやすくなるように努めております。

次に、企画コーナーの新設を目指します。毎月読者が楽しみにしている企画コーナーを設けます。企画の立て方次第で地域の広報紙はもっとおもしろくなるとともに、読んでおもしろく、制作する側も楽しめ、地域づくりに貢献する企画コーナーを目標とします。例えば、読者参加、人物クローズアップ、地域文化の掘り起こし、現場クローズアップ、生活お役立ち情報、教養講座などが想定されます。

自治体広報には、住民目線を持った地域住民のニーズに寄り添った情報の発信や、地域ブランド化を意識した広報などが求められていることから、報道メディアでも取り上げてもらえるよう、各媒体への積極的な情報発信に引き続き努めたいと考えてございます。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほど答弁いただいたとおり、まずは手に取ってもらうためには、表紙がとても重要です。

資料12をご覧ください。

こちらは愛媛県内子町の「広報うちこ」の表紙です。「広報うちこ」は、全国広報コンクールの常連にあり、2015年から2022年まで8年連続入選し、最高賞の内閣総理大臣賞を2回

も受賞しています。写真自体もとても素敵ですし、写真を引き立てるように、表紙には最低限の文字しか書かれていません。また、「あなたと町をつなぐふるさと情報誌」というキャッチコピーもとても素敵だと思います。

次に、資料13をご覧ください。

こちらは「広報うちこ」の最初に記載されている特集記事です。特集記事のトップには、1枚の写真を贅沢に使っており、読者の目を引きつけます。また、特集記事は全14ページにも上ります。先ほどの答弁にて、企画コーナーの新設を目指すとのことでしたが、恐らくこういった特集記事のことかと思います。ほかの入選している広報紙は、みんな特集記事を作っています。

幾つかの広報担当のインタビュー記事を見たところ、特集記事や広報紙の作成について次のようなことを述べておりました。

毎月欠かさず特集記事を組む。特集記事によって1つのテーマを掘り下げることで、より伝わりやすくする。関係する住民を取材することで、町民と一緒に作れる。地域の人々の魅力をストレートに伝えるために、印刷以外の作業は自分たちで全て行う。

入選している広報紙の自治体は、DTPソフト、これはデザイン編集を行うソフトなんですけれども、こちらを導入し、自分たちで広報紙のデザイン、編集を行っているところが多いです。これにより、自分たちが伝えたい情報を思いどおりの形でダイレクトに広報紙へ表現することができるだけでなく、コスト削減にもつながるといふように言われています。そして、先ほど写真が重要というお話がありましたけれども、1枚の写真は1,000語に匹敵すると言われるぐらい、写真がやはり重要と述べられていました。

資料14をご覧ください。

こちらは特集記事の後にまちのニュース、町からのお知らせ、暮らしの情報等が掲載されています。全21ページで全てカラーです。特集記事だけでなく、これらの記事においても写真をたくさん使用しており、住民を登場させています。また、紙面が単調にならないように、レイアウトや色、イラスト使用などもとても工夫されています。

また、広報経験ゼロから、埼玉県三芳町の広報担当を務め、2015年には内閣総理大臣賞を受賞し、現在は独立して行政広報アドバイザーとして活動されているPRDESIGN JAPAN株式会社の佐久間智之さんという方がいらっしゃるのですが、こちらのインタビューで、「広報紙は住民へのラブレター」と述べておりました。このラブレターという意味ですが、もちろん、「地域の自然や人、歴史、特産品など、各自治体のダイヤの原石を職員が発見し、磨き、それをどう住民に届けるか。多くの人が地域に恋をしてもらうきっかけをつくること」が、広報の

使命だと思えます。」このように述べられておりました。

住民にもっと町のことを知ってもらい、もっと町のことを好きになってもらうためには、広報紙というものはとても重要です。ぜひ住民みんながもっと岬町を大好きになってもらうためにも、「読みたくなる広報紙」を目指していただくよう要望し、この件の質問を終わりたいと思えます。最後に、3つ目の質問です。

3つ目は、デマンドタクシーの実証実験についてです。

令和4年2月18日開催の令和3年度第1回公共交通会議にて、デマンドタクシー実証実験について再検討すべきとの意見がありましたが、現在の検討状況はどうなっておりますでしょうか、回答をお願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

デマンド方式による支線の運行につきましては、平成27年度の交通会議において検討していただきました。会議では、1日前や数時間前の利用予約では、行きはよくても帰りはなかなか予約がしづらく、高齢者の方にとって使い勝手の悪い方法であるとの意見もありました。

また、このデマンド方式に代わる運行方法として、タクシー車両で今と同じようにバス停を設けて、定時・定路線で運行するという事も検討しましたが、運行経費の負担面で折り合わない結果となり、タクシー車両での乗り継ぎ路線の運行を断念しておりますが、近年A I オンデマンド交通やグリーンスローモビリティなどの新型輸送サービスが検討されるなど、社会情勢が目まぐるしく変化しております。

令和3年度第1回公共交通会議において、再検討すべきとのご意見に対しましては、その後、調査を行ってまいりましたが、近年、実証実験が行われる事例が増加しておりますので、実証実験結果や先進事例について、引き続き調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほど答弁でもありましたが、大阪府内でもデマンドタクシー実証実験を開始している自治体が増えています。

資料15をご覧ください。

こちらは私が調べた大阪府内のデマンド交通の実証実験状況の一覧です。全部で10市町で実証実験を行っており、そのうち8市町は令和4年度から実施しています。また、堺市と豊能町は令和4年度から行われている大阪府A I オンデマンド交通モデル事業費補助金、こちらを活用しています。

岬町でもこういった国や大阪府の補助金等を活用し、実証実験を進めるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか回答をお願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

大阪府では、住民の生活の質の向上を目指すデジタルサービスの充実に向けた取組として、地域公共交通の問題解決に有効な交通手段の先行モデル構築、及び普及促進のうち、交通事業者と市町村が協力して行うAIオンデマンド交通の導入に向けた実証実験に要する経費の一部に対する補助があります。補助率につきましては、対象経費の2分の1補助となっております。

また、大阪府と類似する国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（新モビリティサービス推進事業）の補助率は、最大で3分の1補助があります。AIオンデマンド交通とは、あらかじめ設定した運行区域に乗降ポイントを設置もしくは設定し、AI人工知能を活用した効率的な配車により、利用者予約に対し、リアルタイムに最適配車を行う輸送サービスを言います。大阪市の一部のエリアで、昨年から実証実験が行われております。また、予約制の乗合タクシーによる実証実験を行う市町も増加しております。

このように各市町において運行方式や運行ダイヤ、発着地の組み合わせにより、多様な運行形態が存在し、交通空白地域を含む交通不便地において、日常生活の足として、地域と最寄り駅などをつなぐ実証実験が行われております。

本町では、集落散在地域における交通手段の検討においては、都市部との比較は困難であると思われるため、乗り合い輸送サービスの導入が可能であるかどうかなど、他の市町村の先進事例の調査を行ってまいりたいと考えております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、最初の答弁と同様に、まずは他市町の先進事例の調査を行っていくとのことですが、資料16をご覧ください。

こちらは国の第2次交通政策基本計画の概要の抜粋です。この計画では、基本方針Aとして、「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に不可欠な交通の維持・確保」と定めており、さらに、「目標①地域が自らデザインする、持続可能で、多様かつ質の高いモビリティの実現」としています。今回のデマンドタクシーといったデマンド交通は、この部分に該当すると思われる。

これについて国は、主な数値目標として、地域交通計画の策定件数、2020年618件に対して、2024年までに1,200件、新たなモビリティサービスに係る取組が行われている地

方公共団体の数、2020年197件に対して、2025年までに700件として推し進めようとしています。

岬町も岬町地域公共交通計画を策定しておりますが、平成27年12月に策定され、令和2年に5年間の計画期間が終了しております。そのため、デマンド交通など、新たなモビリティサービスの活用も視野に、岬町地域公共交通計画の見直しを図るべきと考えますが、いかがでしょうか回答をお願いいたします。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 谷地議員のご質問にお答えします。

先ほど申し上げましたように、都市部などで活躍が期待されているような新たな交通サービスの活用は難しいと考えており、本町の地域の特性を生かした公共交通の確保を目指し、先進事例の調査を行ってまいります。

岬町地域公共交通基本計画につきましては、本町が運行主体となる自家用有償旅客運送、市町村運営有償運送開始前に、岬町地域公共交通会議で議論いただき、平成27年12月に地域と一体となって鉄道、バスなどの輸送特性を生かし、持続可能な地域公共交通を実現するための計画として策定したものです。

平成28年度から運行しているコミュニティバスにつきましては、通勤、通学、買物などの移動手段を確保するため、バスの運行についてのご意見、ご要望をできる限り反映し、日常生活に不可欠となっている南海多奈川線、及び本線や、乗り継ぎ支線との接続改善など、利便性の向上に取り組み、運行経路の見直しやダイヤ改正など、必要に応じ公共交通会議において計画の一部修正を行っております。

○出口 実議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁にて、これまでも運行経路の見直しやダイヤ改正などにより、コミュニティバスの利便性の向上に取り組んでいるとのことですが、こちらはかなり難しい課題ですが、毎年いろいろ取り組まれているということは承知しております。

しかし、一部を変更すればほかの部分に影響が生じるなど、運行経路の見直しやダイヤ改正だけでは限界があるのではないかと考えています。また、公共交通会議では、支線の乗車率の低さも指摘されていたかと認識しております。

こういった中で、自治体によって公共交通に求めることや課題などは異なるとは思いますが、現在実施されているほかの自治体の実証実験の結果など、先進事例を調査いただき、引き続きこういった新たなモビリティサービスを含めたデマンド交通についても、検討をお願いして、私の

一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○出口 実議長 谷地泰平君の質問は終わりました。

暫時休憩します。

再開は11時16分といたします。

(午前11時6分 休憩)

(午前11時16分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。それでは、始めたいと思いますが、まず初めに、今回も傍聴に来られた皆様に資料を準備しようと考えていたのですが、議会の資料の提出期限である議会が始まる8日までに資料が間に合わなかったために、皆様への資料の配布ができませんでした。今回は代わりにこちらへ資料を掲げながら、それを基に進めてまいりたいと思いますが、議長、ここでこのパネルのページめくりを奥野議員にお願いしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○出口 実議長 議員の皆さんにお諮りいたします。

ただいま松尾議員から申出がありましたように、議員の皆さん、異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

許可をいたします。

○松尾 匡議員 ありがとうございます。奥野議員、よろしく願いいたします。

今日は傍聴者の皆様へ資料をお見せすることができず、大変恐れ入りますが、後日、インターネットにアップされるYouTubeをご覧いただきますと、この資料をご覧いただきながら、説明もお聞きいただけます。今までだと、YouTubeをご覧になれる方々は資料を見ることができなかったところが、逆にYouTubeで資料を見ていただきながら、議論を進められる新たな試みと捉えていただくと幸いです。どうかご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

さて、それでは始めます。

まずは、岬町に建設予定の岬町スケートボード広場、仮称ですが、現在は設計段階だと伺っております。その進捗状況について、詳しく中身をかなり深掘りして、造ったはいいが、使う人た

ちにとって喜ばれないものにならないのか、しっかりと検証したいと思います。

早速ですが、そのスケートボード広場ですが、設計している事業者名や請負金額、そして、建築場所や広さはどうなのか、また、建築予算の規模や今後のスケジュールなどをお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えします。

まず、現在、計画しておりますスケートボード広場について、概要を説明させていただきます。

昨年4月7日に町内の青少年からスケートボードパークの設置について要望書を頂きました。本町では要望者の希望をかなえるため、整備場所の検討も含め、昨年6月議会において設計業務500万円について承認いただき、現在、株式会社総合計画機構により、基本計画の設計業務が完了してございます。

整備場所でございますが、周辺への騒音等の影響も考慮し、みさき汐風フィールドの海側の現駐車場部分約1,400平方メートルに整備することを計画しており、スケートボード広場のみで予算規模は約4,000万円、申請中のt o t oの助成金上限2,000万円が採択されれば、令和5年度中の施設完成に向け進める予定となっております。

なお、駐車場については、汐風フィールド内の野球場横に約40台駐車できる駐車場を新設する予定で、予算規模は約2,000万円を見込んでおります。

次に、計画しているスケートボード広場の詳細でございますが、初級者向けにマニュアルパットと呼ばれる段違いの平台の角の部分にスチールをはめ込み、乗り上がったたり、角の部分を使って練習できるセクションや、中上級者向けには手すりをイメージしたパイプのセクション、またクォーターランプと呼ばれる滑る面が緩やかに湾曲し、ジャンプや角の部分を利用した技の練習に利用できるセクションなどを計画しております。

今回、スケートボード広場の整備を計画するに当たっては、昨年11月16日から12月7日まで意見募集を行い、住民の皆様やスケートボードプレーヤーの方などから37件のご意見をいただきました。皆様から寄せられたご意見では、治安や整備に伴う財源の面で反対のご意見をいただいた一方で、年代にかかわらずスケートボード広場の整備に肯定的なご意見をたくさんいただくことができました。

スケートボード広場整備の計画に当たっては、町内にはスケートボードの練習ができる場所がないので、他の市町のようにスケートボードができる広場を整備してほしいとの皆様の強い要望を受け、近隣市町の整備状況も参考にし、技量や年齢にかかわらず、誰もが安全で気軽に楽しむ

ことのできる公共施設として計画してございます。

ご意見の中には、国際基準に沿った設計をといたお声もいただきましたが、特定の技量を有する方や技量の習得を目指した施設として計画はしておりません。町としては、住民の皆様に広くご利用いただける施設を整備したいと考えてございます。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 意見募集を行ったともありました。こちらについては先日、私が強く要望しまして、何とか住民の皆さんに意見募集をということで実現いただけました。そのおかげで37件の様々なご意見が寄せられたことは、とてもよかったと思います。

この住民の貴重なご意見が、果たしてしっかりと反映した広場となるのか、もう少し詳しくお聞きしたいと、このように思います。

事業規模も説明にありましたとおり、4,000万円ということですね。これは大変大きな額と認識をしております。そのうち私たちの税金が約半分、約2,000万円使われる予定だということですので、私たちの民意がしっかりと含まれた広場となるのか、検証したいと思います。

さて、技量や年齢にかかわらず、誰もが安全で気軽に楽しめる公共施設とするとおっしゃいましたが、具体的にどう安全を担保するのかお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えします。

現在、汐風フィールドでは、使用時間が午前9時から午後5時まで、休場は月曜日と年末年始となっており、スケートボード広場の運営に当たっては、現状の運営の中で利用をいただく予定でございます。

夜間利用は本施設には照明設備の設置予定がなく、治安や騒音面の課題もありますので、考えてございません。

管理面に関しては、施設管理者である生涯学習課と調整中ではありますが、スケートボード広場の利用に当たっては登録制とし、利用の際は必ず受付を通ってもらうことで、現場の管理人において、入場者が把握できる仕組みとする予定としております。

また、スケートボード広場は、既存の3メートル程度のフェンスを流用し、夜間に外部から侵入が困難な施設整備を計画しております。

なお、セクションの配置等に関しても、専門事業者に意見を聞きながら、プレーヤーの動線を考慮し、安全面に配慮した配置を行うこととしております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 広場の管理面については、午前9時から午後5時までの間のみの運営とすること、また、利用者は登録制にして、管理者が把握できるようにして、また、現場に管理人を置くようなこともおっしゃっております。これに関しては管理人のいない放置型のパークが多い中、一定安心できる要素ではないかと私は考えております。

では、実際のパークの中身の安全性や安心についてはどうでしょうか。例えば、セクションの材質や配置等、また汐風フィールドということで、屋外広場となると思いますが、耐久性は大丈夫なのか、また屋外施設は維持管理面は大変であることが容易に想像がつきますが、この件について果たしてどうしていくのか。これらは末永く愛されて使用される広場になるかどうかとも大変密接に関係する事柄だと思っておりますが、この辺りの説明をお願いしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えします。

今回、スケートボード広場に設置予定のセクションについては、配置替えができることや、耐久性を考慮し、躯体をスチール製とし、滑走面には圧縮板を採用したものを町として計画してございます。

スケートボード広場を含む汐風フィールドの利用に当たっては、利用規約を遵守いただき、基本的には自己責任の下でご利用いただくことを想定しておりますが、施設を長く安全に利用いただくため、現場の管理人による目視確認をはじめとして、定期的なセクションの点検等を行う必要があると考えてございます。

また、安全対策の一環で、真夏には熱中症等のリスクも懸念されるため、日よけのついたベンチを設置する予定でございます。

今回いただいたご意見の中には、子どもからお年寄りまで安全にスポーツを楽しめる場を設けるべきではというお声もありました。汐風フィールドには、野球場、テニスコート、ゲートボール広場が整備されており、今回計画しているスケートボード広場が整備されることで、今後も長く幅広い世代の方がスポーツを楽しめる施設となると考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 現場管理人による定期的なセクションの点検等を行う必要を考えているということについては、事故や怪我を防止することにつながるもので、ぜひしっかり行っていただきたいと思っております。

一方で、セクションについては、躯体、土台はスチール、鉄ですね。そして、滑走面は圧縮板を採用したものになるということです。これについて、言葉ではなかなか理解できないと思いま

すので、ここからはこちらの資料を使って進めたいと思います。

おっしゃっているセクションは、このようなものかと思います。この件について、私は多くのスケートボードパークを視察に行きました。近隣のスケートパークを紹介しますが、和歌山県田辺市にある扇ヶ浜スケートパーク、また、和歌山市雑賀崎にある和歌山スケートパーク、そして、大阪府の熊取町にある永楽ゆめの森スケートボード場です。岬町もお話を聞く限り、全く同じような広場となろうかと思っています。

また、この件について、私は様々な方にヒアリングを行いました。岬町にお住まいの地元のスケーターの皆さんにご意見を伺いましたし、また、後に説明しますが、元全日本スケートボードチャンピオンで、海外でも数々のタイトルを獲得し、2021年の東京オリンピックスケートボードパーク部門、女子初代金メダリストの四十住さくら選手のオファーにより、世界基準の屋内複合ランプパークをはじめ、世界で数々の屋内木造パークをデザイン、施工されている浦友和さんとも直接、何度もヒアリングを行い、岬町の計画しているものが果たして安全で安心して使用できるものになるのか、また、未永く住民に愛されるものとなるのかをお聞きした上で、今回、臨ませていただいております。

その前に、今回の広場整備のきっかけとなったのは、住民の強い要望があったためと言われました。その中に要望書を出された方もいらっしゃるというふうに伺っておりますが、その方々と進捗の話合いや希望、要望等など聞いたりされましたでしょうか。

熊取町のこのパークでは、行政がしっかりと地元の要望者と連携をしながら、プレーヤーが望むものを当時、実現できたと聞いております。岬町ではどうでしょう。ほかでも見受けられるような行政主体でどんどん進めてしまって、我々の民意が不在なまま進んでいないかどうか、要望者との話合いをされたかどうかお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 松尾議員のご質問にお答えさせていただきます。

要望者につきましては、2回要望書を提出していただいております。当初の要望者のお声というのは、まず、練習をしておるんですけど、音がうるさかったり、人や車に当たりそうになったりとか、どこでスケートボードをしたらいいのか悩んでいると、安心して安全な場所でスケートボードを楽しみたいので、設備を設置してほしいと、スケートボード広場を設置してほしいという声でありました。

アンケートを実施する中で、当然、要望者の方もアンケートにお答えいただいております。現状、我々もアンケート調査の中で、広く住民のご意見をいただいておりますので、例えば財政負

担が世代によれば特定の世代に税金を投資するのはどうやとか、いろんな問題がございました。ただ、本町におきましても、若い世代、先ほどからも移住・定住施策のご質問とかもありましたように、若い子どもたちが少なくなっているということで、魅力あるまちづくりにとりましては、若い世代に魅力があるような施策も進める必要があると。

今回、スケートボードパークを整備するに当たりまして、整備場所の検討も踏まえ、例えば屋外、屋内、セッションにつきましても、いろいろとセッションの種類がございます。コンクリートであるのか、スチール、あとは木製とか、大きく分ければ3つぐらいあるんですけど、このようなセッションもいろいろ検討材料にさせていただきました。

ただ、アンケート調査からは、特定のプロ意識で見た施設づくりとか、いろんな考え方があるとはございますが、公共施設の位置づけとして、若い子どもから高齢者までが遊んでいただけるような整備をしていきたいという考えの下、計画をつくっております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 では、その我々が出してきたというか、我々の民意がどこまで反映されるものとなるのか。ここからは町が計画しているこういったパークですね、そしてセッションについて、果たして適切なのか、検証したいと思います。

私は様々な方とのヒアリングや現場視察を行い、見えてきたことがあります。

まずは、岬町が設計しているパークのセッションについて、実は問題や課題が多くあるというのが分かってきました。めくっていただいているいいですか。こちらの屋外パークの問題点を示したいと思うのですが、こちらです。こちらは、和歌山スケートパークのセッションの一部を示しておりますが、赤丸の部分ですね、ここ、角度が違うんですね。また、こういったセッションには必ずジョイント部分、隙間を作らないといけない設計でございます。これは和歌山の地元のプレーヤーも違和感を感じ、問題だという声が多く、事故や怪我、ボードの破損等につながるというものです。

また、角度が違うことや、素材が変わること、また、ジョイント部の隙間があることにより、がたがたとその部分で大きな騒音が生まれます。そして、こちらの板をご覧ください。圧縮板ですね。これが先ほど説明された圧縮板と呼ばれる素材なのですけれども、これは木とプラスチックを合わせて圧縮させた素材なのですが、これは扇ヶ浜スケートパークのセッションの一部ですが、このようにテープで補修がされております。また、鉄の部分も塗装がはげて、さびが発生しております。ここも海に面しているのです、岬町も同じロケーションで、同じ状況に今後なろうかと思いますが、自然の力は大きなもので、雨や潮風、紫外線などにずっとさらされると、極端に

劣化が進み、このようになるのも早いと聞いております。

また、圧縮板は非常に高価で、修理や維持管理が大変ということも聞き及んでおります。それより何より、夏場の炎天下では、鉄板が目玉焼きができるほど高温になるんですね。そんな中でプレーをすることで、転倒時による火傷等、大怪我の心配があります。ほかにもまだありまして、こちらに屋外鉄製セクションのパークの問題点をまとめてみました。

めくってください。先ほど夏場の炎天下を紹介いたしましたが、そのほかに屋外では、雨や雪、そして強風の日はとても危険で、とても滑れるものではありません。

また、先ほど3メートルのフェンスで囲うとおっしゃいましたが、それを乗り越えてでも無断で侵入し、たまり場となっている例もございます。そうなることで、近隣の方とのトラブルになったり、治安悪化につながります。

そして何より鉄製のセクションは、プレーヤーの転倒時に大きなダメージを伴い、鉄板の角なども鋭利で固く危険を伴います。ほかに屋外なので、地盤は恐らく厚いコンクリートで造ると思いますが、それでも数年で劣化が始まるというんですね。圧縮板と同じように、維持管理費が高額になる懸念もございます。また、これらのセクションは、全体的にデザインや設計が古く、プレーの幅や自由度が限られ、長く使われることは難しいと浦さんはおっしゃっております。

では、世界のパークの建設の今の流れというのはどうなっているのか、過去の推移から説明したいと思います。ページをお願いします。

日本は今、過去の欧州、ヨーロッパですね、過去のヨーロッパを見ているようだ。イギリスで実際に住み、大きな大会で活躍してきた浦さんは、今おっしゃっております。日本より古くからスケートボードをスポーツとして認識し、歴史も長い欧州では、岬町が設計しているようなパークを過去に造ってきましたが、劣化が進んで、結果、利用者が減り、廃墟化、不良のたまり場となってきた経緯があるようです。これは純粋にスケートボードに取り組むプレーヤーにとっては、非常に残念な結果となったということで、このような結果を受けて、現在、欧州では屋内木造パークを主流に、現場の健全化と、そして未来を見据えた環境づくりの取組が進み、子どもから大人、そして初心者からプロまで、多くの利用者が屋内木造パークを支持している状況があるということです。

また、怪我人の迅速な措置やルールを守った健全な利用を促進するためにも、屋内木造で管理人が在中している、常駐しているパークが主流とのこと。この件については、今進めていただけるということで、いいかなと思うのですが、さらに、その見方を変えて、脱炭素化が進む欧州、コンクリートや鉄というのは、生産過程で大量のCO<sub>2</sub>を排出することが問題で、それも合

わせて木造化というのが主流になっているということです。岬町では、この後、質問しますが、ゼロカーボンシティへの挑戦を表明しております。この点でもエコ意識の視点で考えても、鉄のセクションでは矛盾しております。

それでは、屋内木造パークとはどのようなものかというのをご覧いただこうと思います。ページをお願いします。

3市にありますパークを紹介いたします。

一番上は、東大阪市のHASCO SKATEPARK、中は寝屋川市にありますEKL PARK 寝屋川、そして一番下、近隣にもあります。近隣では泉南市にあるMinimini Skate Parkというのがございます。

屋内木造パークのメリットをまとめてみました。次、お願いします。

1つに、屋内であるために、天候や季節に左右されずに、安心・安全で利用できるということ。

2つ目に、鉄のセクションと違い、全て同素材のためにジョイント部は隙間がなくて、また、建屋で外に音が漏れることを防ぎ、騒音問題の心配はございません。

3つ目に、セクションの設計やデザインの自由度が高くて、はやりに合わせて改造も容易にできますし、よく木造は上級者向けと勘違いされている方もおられますが、初級から中級レベルに対応可能ですし、むしろ木造こそ安全なので、そういった方々にとっては合致しているパークと言えると思います。

同様に4つ目、初心者はもちろん、プレーヤーのダメージを軽減し、転倒時でもけがのリスクを軽減できるんですね。

5つ目に、建屋で安全に仕切ることで、無断進入を防ぎ、治安悪化を防ぎ、近隣トラブルのリスクを下げます。

6つ目に、建屋があることで、雨や潮風、雪や紫外線より守られ、パークの寿命が長くなるということ。

7つ目に、建屋内にあるパークだと、心理的に利用者以外が入りにくいため、純粹にスポーツとしてスケートボードを楽しむ人が集まりやすくなり、よりパークの健全化が図られるということ。

そして、最後、8つ目、木造はリサイクルに対応し、脱炭素時代に合致していること。

こんなにも鉄のセクションより優れたたくさんのメリットがございます。

さらに、こちらもご覧ください。ページをお願いします。

パーク建設に係る費用の比較をご覧ください。結論から言いますと、屋外のコンクリートプラ

ス鉄製セクションのパークと比べ、木造パークというのは工期が短く、施工費も安価です。浦さんによれば、50メートル掛ける20メートルの木造パークの設計と建設合わせてでも工期は約3か月、そして概算予算としては2,000万円から2,500万円できるといふことなんですね。この大きさは全日本大会や世界大会も開催可能な内容のパークということなんですよ。そして、これは岬町の計画している面積に近いものです。

岬町の予算規模が今4,000万円と想定しているならば、木造パークを約半額で造って、残り半額を建屋に回すことも十分可能だということにも聞いております。もう既に岬町の設計事業者である株式会社総合計画機構が500万円で設計を現在しているという状況ですので、それを合わせますと、設計と建築で総額今4,500万円規模となっている状況ですよ。

最後に、住民の声を私が代弁したいと思います。次をお願いします。

こちらをご覧ください。これは住民の強い要望です。中身を読み上げます。文章中頃より、ちょっと見にくいので、私が読み上げます。「浦 友和さんとお会いして、スケートパークについて相談をしました。僕が一番嫌なのは、せっかく大金を出して造ったスケートパークがニーズに合っていない。時代遅れ、SDGsに合っていないパークに将来なっていくことです。だから、僕は、浦さんがしたいようなスケートパークを造ることを強く要望します。」と、はっきりと屋内木造パークを要望しているのです。

この書面を書かれたお二人は、1月に町行政へ提出したと聞いておりますし、寺田地方創生監からも聞きました。しかし、行政からの回答では、そういったパークはできない旨の回答があったということで、私のところにやってきていただきました。相談に来られたのです。

これは何もこの方々二人だけの意見ではなく、総じて多くの住民の意見でもありますし、自治体にも国際基準に沿った設計をといた意見があったことを先ほど寺田企画地方創生監からも言われたと思いますが、それは設計の古い遊具的な鉄のセクションのことでは決してなくて、国際基準は安全・安心を考慮した設計でもあるわけです。建設費と維持費が高額、そして寿命が短い、天候に左右される、安全性が低い、自由度が低い、騒音や遅延が心配、エコではない等々の屋外の鉄製セクションのパーク、私たちの税金、町税を使い、それでもこのようなデメリットの多いものを造りますか。私はここで、それを見直すことを要望いたします。

いま一度世界の主流である屋内木造パークにしていきたいのですが、いかがでしょうか、お答えください。

○出口 実議長 総務部長、西 啓介君。

○西総務部長 ただいま松尾議員からいろいろとご意見をいただいたところでございます。今回、

要望していただいた方からも、今おっしゃられるようなご意見を、1月になってからいただいたところでございます。

我々もその件につきまして、検討させていただいたんですが、まずおっしゃられるように、天候に左右されることのない屋内のスケートボード広場というのは理想であるというふうに我々も考えておるところでございます。しかしながら、現在、町が所有している施設におきまして、このセクションを常設できるような施設がないという状況でございまして、屋外を中心として検討させていただいたところでございます。

今、松尾議員から、建物が2,000万円で作れるというお話なんですけども、公共施設につきましては、建築基準なり耐久性なりを当然考えていかなければいけない。この何平米になるかわかりませんが、これだけの施設を2,000万円の経費で作られるというのは、我々の経験から行きますと、到底無理でないかなあというふうに考えているところでございます。

特に要望された方が希望されているということを中心として、どうかというご意見でございますが、現在、先ほど寺田のほうで述べましたように、もともとの設計の案を広く住民の方にお示しをさせていただいて、意見をいただき、取りまとめた案を持って、t o t oの申請をさせていただいております。

今、ご提示いただいたような内容ということになりますと、t o t oの申請とは大きく変わってまいりますので、t o t oの申請を取り下げなければいけないということになってまいります。

そういう状況の中で、一から見直すということになれば、今回の計画自身については、もうゼロベースで一旦立ち止まって考えていかなければならないのかなということになってまいるかというふうに考えております。

非常に厳しい財政状況の中で、何とか子どもたちにご利用いただけるようにということで、我々も考えてきたんですが、要望された方がそういうふうなご希望であるということであるのであれば、一旦この事業は白紙にして、もう一度ゼロから考えていかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今はまだこれから造ろうとする段階ですね。多分、住民さん、これからパークを利用して使いたいと思っておられる多くの方々というのは、時間が問題ではないと思うんですね。後々しっかりと30年先でも使えるような、安全で安心して、そして楽しめるパーク、それがひいてはまちづくりに資する岬町にとってはいいものになることを望んでいると思うんですね。そ

れなので、一旦中止にするとか、白紙に戻していただくというのも、選択肢にぜひ入れていただきたいと私は考えております。

本当に住民は早く欲しいというのが最重要で望んでいないのですよね。予算の範囲で、よりよいもの、住民の望むもの、そして、この先、愛されるものというのを一番望んでいます。そして、今さきほど予算規模で少しオーバーするのではないかと、到底できないよというのは、どこまで市場調査をされたかは分かりませんが、片方ではできるとおっしゃっているんですね。こちらもかなりの経験知がございます。それなので、ぜひその辺りも考慮いただきたいと思います。

一旦この問題は引き続き進めていただきまして、住民主体の、そして、住民によるパークになるよう、町の活性に資する側面も考えた上で、先ほど言いましたが、30年先でも純粋にスポーツとしてスケートボードができるパークを実現できるよう、私もぶれずに動きたいと、このように思っております。

私は一貫してみんなで作る循環型まちづくりというのを提案してきました。この件も同じです。大人の事情によって、一貫性のものづくり、SDGsに反するものづくりには私は反対です。環境に負荷を与えず、循環するまちづくりという観点でも、みんなでまちを盛り上げてつくっていく環境づくりを今後も貫くためにも、引き続き求めていくことを伝えまして、この質問を終わりたいと思います。

○出口 実議長 松尾議員、少しお待ち願えますか。

ちょうど12時9分前ですので、これからまた質問に入ってまいりますと、時間的にどうかと思いますので、一旦、暫時休憩をしたいと思います。議員の皆さん、暫時休憩してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしということで、暫時休憩をいたします。

再開は13時といたします。

(午前11時52分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○出口 実議長 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

松尾 匡君。

○松尾 匡議員 続きまして、始めたいと思います。

住民目線の防災マップ作成など、災害時のための備えについてです。

岬町は過去に町全体のハザードマップを作っています。しかし、町内は広く、それぞれの地域で避難場所も置くことになり、避難経路も住民それぞれによって異なるはずで、より住民が主体となって防災意識を持っていただくきっかけの一つとして、それぞれの地域に即した避難経路などを記した防災マップの作成や、災害時のための備えについてお聞きしながら提案したいと思います。

これについても私の考えである、みんなでつくる循環型まちづくりの方針を持って、みんなで地区防災計画をつくり、みんなでまた時代に合わせて更新していく必要があると考えております。

防災対策の3要素は、自助・共助・公助です。それを有事の際、速やかに実行するには、日頃から顔の見える、顔が分かる地域の関係づくりが大切であります。その上で各地域に防災組織を持って、いつやってくるか分からない災害に備えて、誰がどのような動きをいつするかなど、事前に決めておくことや定期訓練を実施していくことが重要で望ましいと考えております。

その前に、岬町における各地区の防災組織の普及率はいかがでしょうか、お願いします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 松尾議員のご質問についてお答えさせていただきます。

本町内には淡輪、深日、孝子、多奈川で、合わせて61の自治区があります。そのうち48の自治区におきまして、自主防災組織が組織されており、記録がある中で最も古いものは、平成17年に多奈川の中地区で、最も新しいものは、令和2年設立の深日の向出北地区です。最も多く設立されたのは平成23年で、当時は20団体が組織されております。本町全体での組織率は約78.7%となっております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町全体では78.7%ということが分かりました。できる限り100%に近づけられるよう、引き続き自治区などへの働きかけをしていただきたいと思います。

次に、定期訓練をしている組織はどのくらいありますでしょうか、お願いします。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

ここ数年のコロナ禍におきまして、防災訓練など人が集まる活動は自粛を余儀なくされておりました。この期間中に住民の方々の中には訓練を実行する中心メンバーの入れ替わりがあり、「訓練実施のノウハウが分からなくなってしまった」という意見や、また、「今はまだ再開する機会をうかがっている」といった考えもあり、やむを得ず防災訓練の実施を見合わせた自主防災

組織もあると考えております。

本町といたしましては、再開に向けてお困りの団体等があれば、可能な限り支援したいと考えております。

このように地域住民の活動に逆風が吹く中でも、災害に備えて防災訓練を実行された自治区もあり、令和4年度におきましては、本町や消防署が参加、協力しました、自主防災組織が主催する防災訓練は2件ありました。令和4年5月に淡輪19区で震災避難訓練、11月には淡輪10区と11区の合同で震度6の地震を想定した防災訓練が実施されております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 昨年度では淡輪19区、また10区、11区では合同で防災訓練が行われたとのことですが、私はその10区、11区合同の防災訓練に参加をさせていただきました。こちらですね。ちょうどこのときに寺田危機管理監もおられますね。本来なら屋外にて防災訓練を実施する予定でしたが、この日は雨だったので、屋内でビデオを見ながら危機意識、防災意識、そしてそれらに備えるための機運を高める内容で、参加してよかったと感じております。

災害はそういった意識が薄らいでいるときにおおむね来るものです。岬町の住民の皆さんは、今どのくらい防災意識を持っておられるかお聞きしたいと思います。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

住民の防災意識について、客観的に表した資料はございません。しかしながら、住民の防災意識の高さを表す例がありますので、ご紹介いたします。

本年度におきましては、岬町自治区長連合会が大阪管区気象台の防災気象官を講師に招き、「防災気象情報の活用について」と題する研修会が開催されました。この研修会は、災害に対する備えのために企画されたもので、本来は令和3年度に計画されていたものですが、先ほども申し上げましたように、折からのコロナ禍により、やむなく延期されていたものです。

また、本町の自治区長連合会におきましては、これまでも防災や減災に関連する研修会や講演会が実施されておりますので、合わせて幾つかご紹介いたします。

令和2年度には、国土交通省近畿地方整備局統括防災監を講師に招き防災講演会を、平成30年度には、兵庫県淡路市の北淡震災記念公園野島断層保存館の視察研修を、平成28年度には奈良市の奈良市防災センターの視察研修を、平成26年度には和歌山県有田郡広川町の稲むらの火の館、濱口梧陵記念館、津波防災教育センターの視察研修など、防災・減災に焦点を当てた研修会や講演会が企画、実施されております。

このように平時におきましても、自ら情報収集に取り組んでおられることなどから、本町の住民の方の防災意識は高いものと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 防災意識は高いということですが、確かに自治区のトップである自治区長さんの防災意識が高いことは、そこに住まわれる方々には頼もしいことではあります。重要なことは、意識だけではなく、実際に災害が発生した際に、速やかに避難と動ける体制を地域の皆さんで整えているかどうかを最も重要と考えております。

防災意識が高かったとしても、待たずして急に訪れる災害に対して、実際の災害時にはどうしていいかわからない住民さんもまだまだ多いというか、そういった方のほうが大半を占めていると私は肌身で感じております。

そこで、冒頭にも触れましたが、より住民が主体となって防災意識を持っていただくきっかけの一つとして、それぞれの地域に即した避難経路などを記した防災マップの作成を提案いたします。

参考に、このボードで国土交通省、国土地理院地図を見ていただきたいですが、実はこのウェブサイトでは、災害の種別によって自宅を中心にした近くの避難場所を確認できたり、避難経路を確認できるサイトですが、これが使いづらいですね。それなので、ここで防災対策の3要素、自助・共助・公助がしっかり機能できる体制を整え、一人でも逃げ遅れのないようにするために、町行政から各自主防災組織、または各自治区へ出向いて、例えば以前から私が提案している、日頃から地域事情をよく知る消防団の皆様の協力を得ながら、各地域の方々一人一人に参加をいただき、地域が主体となって、各地域に即した避難経路などを記した防災マップを作る働きかけをしていくことで、防災意識を高められるし、さらに、誰が、いつ、どこで、どう動くのかなどを事前にしっかり決めておくことで、いざ災害が起きたときの迅速な自助や共助、公助ができるものと考えますが、そういったことを始めないのでしょうか。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

現在、本町では地域住民が主体となる風水害の予報や、河川水位情報等を基に、地域住民が取るべき防災行動や避難のタイミングなどについての支援を行っております。

現時点で進行中のものとしまして、本町と岸和田土木事務所が共同で深日地区内の自治区の災害リスクに備えたコミュニティタイムラインの策定について支援をしております。このタイムラインは、台風や大雨、洪水や土砂災害、高潮などの災害から犠牲者を出さないために、

地域で自主防災組織等が中心となり、いつ、誰が、誰に、何をするかという地域の防災行動を時系列に整理した行動計画です。住民自らが参加し、行動を考えていくことで、より地域に密接し、かつ防災意識を高めることが期待できます。

なお、今後の活動といたしまして、3月下旬に「コミュニティタイムラインまち歩き」と題しまして、危険箇所や避難経路の状況把握など、地域住民の方が自分の足で歩いて、当然職員も参加しまして、実際に確認をする行動を予定しております。

また、この成果につきましては、ほかの地域とも共有し、住民自身の手による各地域でより現実的で有効な行動計画の策定を目指しております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 コミュニティタイムラインの策定についての支援を現在始めておられるということについては、大変評価できるかと思えます。ただ、地域ごとに避難経路をマップにしたり、今あるマップに避難経路を記すことは明言されませんでした。避難経路の状況把握や、実際に歩いて確認する行動と合わせて、それをフィードバックした最適なルートを地域ごとに記したマップづくりをし、地域で共有することこそ大事に思えます。私は今後もこの一連の仕組みづくりを求めていきたいと思えます。

さて、各地域別の防災マップの作成と合わせてぜひ検討いただきたいのが、この災害の備えチェックリストとなっております。これは今からお示しますが、首相官邸のホームページにあるチェックリストでございます。例えば、事前に用意すべきものがこういったもので、用意できたらチェックしていくというようになっています。また、それぞれの家庭の在り方で、例えば子どもがいる家庭はこれも必要とか、女性の場合はこうだとか、高齢者がいる家庭の場合はこれも必要ですよというの記載をしております。また、備蓄品についても同様ですね。

こういった日頃事前に用意しておくべき備えとチェックについても、各地域別の防災マップを作った上で、裏面などに載せ、そして地域で話し合うことによって、より意識を高め、備えのための行動を取っていただけることとなります。

また、例えば実際に避難所へ避難した場合でも、このマップと備えの一覧があれば、今自分は何かを持っているのかの把握にもなりますが、そういったものを作る考えはないでしょうか。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

本町では、令和4年度事業といたしまして、現在作成中の「岬町総合防災マップ」では、従来の本町内で想定される被害区域を示したハザードマップに加えまして、防災に役立つ情報を広く

住民の方々にお届けすることを目的に、災害に備えるための情報も併せて掲載に努めております。

議員おっしゃいましたチェックシートにつきましては、その情報の一つといたしまして、「普段からの心構え」と題しまして、日頃から常備するものとする非常持ち出し品のチェックリストを掲載しております。

なお、この総合防災マップは、3月下旬に全世帯に配布を予定しております。また、併せて本町のホームページでも閲覧できる環境を整える予定としております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 総合防災マップというものが作られて、そこに備えるべきものの情報を入れるということですが、私が一番伝えたいのは、備えの記載のある総合防災マップを配られただけでは、防災意識というのはそんなに高められないということなのですよ。地域のことは地域で作る、この意識を持って、地域の方々主体でコミュニティタイムラインを策定し、そして地域の防災マップを作り、一人一人備えについて話し合っ、やっ地域の防災意識を高められることになると私は考えております。

要は、私が幾度と申し上げている我が事意識をどうつくるか、醸成するかです。なかなか地域だけでそんな行動を自主的に起こすことはまず不可能ですね。だからこそ、このきっかけづくりとして、手助けを町行政がすることが必要であり、それこそが自助・共助・公助の理解を深め、連携をつくるきっかけになると私は確信しております。それが私の自信である、みんなでつくる循環型まちづくりです。これは今後、行政が進めるのと進めないのとでは、災害時の避難行動の結果に大きく差がつくと確信をしております。

今後、各自主防災組織や各自治区と町との間で、特に避難に支援を必要とする方や、避難経路の検討などについて、定期的に話し合いを持って情報連携をしていく必要性を感じてはおりますが、町としていかがお考えでしょうか。

○出口 実議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ご答弁させていただきます。

災害発生時に自主避難することが困難で支援を必要とする「避難行動要支援者」につきましては、平成27年度から「避難行動要支援者名簿システム」を導入しまして、要支援者の住所情報を住宅地図ソフトとリンクさせ、支援を要する方の住宅をパソコン端末上の地図画面で確認できるようにしております。

要支援者のデータは毎年更新を行っており、本年度におきましても地域防災計画に規定する避難行動要支援者の要件に該当する方を対象に、登録のための申請書を郵送、現在は返送をお待ち

しているところとなっております。

なお、本町では、平成28年から事業を開始し、現在は対象と見込まれる3,745人のうち1,370の方に登録をいただいております。この「避難行動要支援者名簿」は、生命または身体を災害から保護するため、本人の同意を得ることなく、消防署や消防団、警察、自主防災組織などの「避難支援等関係者」に対し、名簿の提供ができるものです。

また、本町と自主防災組織との間の情報連携といたしまして、本町からは総合防災マップなどで町全体に係る防災情報をお知らせし、自主防災組織の方々からは、避難経路の情報等をフィードバックしていただくなど、それぞれが得意とする分野で連携や協力していけるよう、今後も努めてまいります。

なお、本町では、情報提供だけではなく、「岬町自主防災組織育成事業補助金」の制度を設け、自主防災組織の育成を図っております。平成28年度に本制度を開始しましてから、これまでに25件の補助を実施し、この制度の利用による防災用資機材が整備されております。

主なものといたしまして、防災倉庫が7団体で7個、拡声器が7団体で21個、担架が7団体で10個、そのほかにも地域の特性に合わせたものが選択され、整備されております。

今後もこの制度により、まだ活用されていない団体や、新たに設立される自主防災組織の防災用資機材面での充実を支援し、住民による防災力の強化に寄与していきたいと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 自主防災組織の育成、そして補助については、今後も力を入れていただきたいです。また、様々な組織と連携し、情報共有だけでなく、町が率先して各自主防災組織や自治区との定期訓練等の実施の呼びかけも積極的に行っていただくことで、一人の逃げ遅れも出さない、災害に強いまちづくりをつくる仕組みづくりを要望して、この件は終わりたいと思います。

次、時間がないですが、行けるところまで行かせていただきます。最後の質問に移ります。

岬町では令和元年5月27日に、岬町プラスチックごみゼロ宣言をされております。こちらにプラスチックごみの種類を表示していますが、宣言以降のプラごみの排出量の推移をお答えください。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

岬町プラスチックごみゼロ宣言以降となる令和2年度、令和3年度のプラスチックごみ排出量についてお答えします。

令和2年度は約101トン、令和3年度は約94トンとなっております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1年間で約7トンの減ということですが、人口減などもありますし、これだけでは宣言したから減ったとは言えないと思います。その前に、1人につきどのくらいの排出量なのかを算定し、基準を示さなければ1人当たりの増減が分かりませんよね。今後のプラごみの削減についてどのようにしていくかお答えいただきたいと思います。

○出口 実議長 しあわせ創造部理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部理事 松尾議員のご質問にお答えします。

プラスチックごみ削減につきましては、岬日より令和4年7月号にごみを減らす4R運動を実践しようを掲載し、ごみ排出量削減の啓発を行っております。

引き続き、ごみ減量化を推進するため、プラスチックごみ削減、食品ロス削減に向けた取組など、住民一人一人がごみの減量に関心を持っていただけるよう啓発活動を行いたいと考えております。

○出口 実議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 もう時間がありません。削減の啓発活動だけでは関心を持つ人は増えないと思います。ここでも、我が事もしくは自分の利益につながるような思い切った政策が必要不可欠だと私は思います。もう時間がありません。次に回したいですから、次ここに立てることになりましたら、次にさせていただきたいということをお伝えしまして私の一般質問を今日は終わります。

○出口 実議長 松尾匡君の質問が終わりました。

次に、日程第2、議案第1号、令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、相馬進祐君。

○相馬財政改革部長 日程第2、議案第1号、「令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）について」をご説明いたします。

今般の補正予算につきましては、これまで新型コロナや物価高騰の支援対象となっていなかった世代に向けた働く世代応援商品券の交付、電気代高騰に伴う健康ふれあいセンター指定管理者への支援、国民健康保険特別会計への財政安定化支援としての繰出し、学校施設の新型コロナウイルス対策、スクールバスの置き去り防止対策などの経費を計上するとともに、働く世代応援商品券事業などの繰越明許費の設定などを中心に編成をいたしております。

それでは、予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,376万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億5,701万5,000円とするものでございます。

2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお詳細につきましては、8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、992万1,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、令和4年度当初予算において文化センターのトイレ改修及び屋上防水事業を実施するための財源として、地方改善施設整備費補助金を見込んでおりましたが、事業採択がなされなかったことに伴う不用額342万1,000円を減額計上する一方、これまで新型コロナウイルス感染症対策や原油価格・物価高騰の支援対象とならなかった世代に向けた働く世代応援商品券交付事業費に充当するための新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（働く世代応援）1,100万円を、学校における新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒液などの衛生用品の購入やエアコンの設置費などに充当するための学校保健特別対策事業費補助金の小学校分182万2,000円、中学校分52万円をそれぞれ増額計上いたしております。

府支出金といたしましては、144万9,000円を減額計上いたしております。主な内容といたしましては、国庫支出金と同様に文化センターのトイレ改修及び屋上防水事業を実施するための地方改善施設整備費補助金について、事業採択がなされなかったことに伴う不用額171万円を減額計上する一方、幼稚園等に通う送迎バスへの園児の置き去り防止の教訓を受けて、置き去り事故の防止を図るための安全装置の設置費用に充当するための学校安全特別対策事業費補助金の幼稚園通園バス分17万4,000円を、小学校スクールバスを8万7,000円をそれぞれ増額計上いたしております。

寄附金につきましては、652万円を計上いたしております。主な内容といたしましては、万博の桜2025事業についての寄附のうち、本町への配分の決定に伴う多奈川地区多目的公園寄附金532万円を、企業版ふるさと納税をいただいた2社からの寄附金110万円を、児童福祉費寄附金につきましては1団体から10万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金といたしましては、本補正予算編成に必要な財源といたしまして、財政調整基金繰入金1億3,877万1,000円を計上いたしております。

次に歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、職員の自己都合退職の申出、育休代替任期付職員の任期満了などに伴う一般職退職手当298万7,000円を計上いたしております。

民生費といたしまして、1億3,480万2,000円を計上いたしております。主な内容として、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対して、一般会計から財政支援を行う国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）8,898万円を、これまで新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰の支援対象とならなかった世代に向けた働く世代応援商品券交付事業費として、19歳から67歳未満の方などを対象に1人当たり5,000円の商品券を交付する働く世代応援商品券交付事業費補助金4,000万円及び商品券の印刷や発送経費などの事務費の合計9,169万円をそれぞれ増額計上する一方、文化センターのトイレ改修及び屋上防水事業を実施するための地方改善施設整備費補助金について、事業採択がなされなかったことに伴う設計委託料と改修工事に係る不用額の合計684万3,000円を減額計上いたしております。

農林水産業費につきましては、令和4年度の当初予算において計上いたしておりました農産物特産品化支援事業補助金の充当財源について、岬ゆめ・みらい基金繰入金から企業版ふるさと納税寄附金への充当替えに伴う財源更正でございます。

土木費につきましては、下水道事業会計で支弁する消費税及び地方消費税額の決定に伴い下水道事業特別会計繰出金116万1,000円を計上いたしております。

消防費につきましては、372万8,000円を計上いたしております。内容として、消防団員6名の退職に伴う報償金244万円を、泉州南消防組合職員1名の自己都合退職に伴う泉州南消防組合負担金128万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

教育費といたしまして、576万5,000円を計上いたしております。主な内容として、学校における新型コロナウイルス感染症対策として、手指消毒液などの衛生用品の購入やエアコンの設置費等に係る小学校分として381万8,000円を、中学校分として177万3,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、万博の桜2025事業に伴う多奈川地区多目的公園寄附金532万円を多奈川地区多目的公園管理基金に積立てを行うものでございます。

次に4ページをご参照願います。「第2表 繰越明許費」をご覧ください。

事業の進捗により翌年度に繰越しが見込まれる事業といたしまして、働く世代応援商品券交付事業費ほか5事業を計上いたしております。なお、繰越限度額につきましてはご覧のとおりとなっております。

以上が、補正予算の概要でございます。なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第1号、令和4年度岬町一般会計補正予算(第11次)については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第3、議案第2号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第2号、令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)につきましてご説明をいたします。

本補正予算につきましては、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計から国民健康保険特別会計への繰出しについて編成いたしております。

議案書の1ページをお開きください。

本補正予算は財源更正によるもので、歳入歳出予算ともに、総額の増減はなく、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表 歳入歳出予算補正によるものでございます。

歳入予算の概要についてご説明をいたします。

議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載し

ておりますので、併せてご覧ください。

国民健康保険料、一般被保険者国民健康保険料につきましては8,898万円を減額計上いたしております。内容といたしましては、保険者の責めに帰することができない特別な事情に対し、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入れに伴い財源調整を行うものでございます。

次に、繰入金、他会計繰入金につきましては、財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入れとして8,898万円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明をいたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをご覧ください。

国民健康保険事業費納付金につきましては、財政安定化支援事業に係る繰入れにより、一般被保険者医療給付分のうち8,898万円について、一般財源から特定財源に財源更正を行うものです。

以上が補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第2号 令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第4、議案第3号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算(第4次)についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第4、議案第3号、令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次）についてご説明させていただきます。

今般の補正予算につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告により令和4年度に納付すべき額が決定したことに伴う増額によるものでございます。

予算書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ116万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億1,905万3,000円とするものでございます。

まず、歳入予算につきましてご説明いたします。

2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰入金につきましては、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う増額により、一般会計繰入金116万1,000円を増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算につきましてご説明いたします。3ページをご覧ください。なお、詳細につきましては9ページ、10ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費につきましては、先ほど歳入でご説明させていただきましたように、消費税及び地方消費税の確定申告に伴う増額により、下水道総務費116万1,000円を増額計上いたしております。

以上が補正予算の内容でございます。本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第3号 令和4年度岬町下水道事業特別会計補正予算（第4次）については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、事業委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第5、議案第4号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第5、議案第4号、令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算（第4次）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、本年度の直近の利用実績に基づく介護給付費の所要見込み額の算定に伴い、必要となる保険給付費及び職員の退職に伴う退職手当等について編成をいたしております。また歳入予算につきましては、歳出予算において計上いたしております保険給付費及び地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し計上しているものでございます。

予算書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億9,865万6,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の2ページ、第1表 歳入歳出補正予算補正をご覧ください。なお詳細につきましては、7ページから10ページに記載しておりますので併せてご参照願います。

まず保険料、介護保険料につきましては、第1号被保険者保険料といたしまして12万1,000円を増額計上いたしており、内容といたしましては、職員の退職に伴う退職手当等の増額分を計上いたしております。

次に、国庫支出金、国庫負担金といたしまして86万1,000円を増額計上しており、内容といたしましては、介護給付費の調整に伴う介護給付費負担金の増額を計上いたしております。

次に、国庫補助金といたしまして、20万2,000円を増額計上しており、内容といたしましては、職員の退職に伴う退職手当等の増額分を計上いたしております。

次に、府支出金負担金といたしまして86万1,000円を減額計上しており、内容といたしましては、介護給付費の調整に伴い介護給付費負担金の減額を計上いたしております。

次に、府補助金といたしまして10万1,000円を増額計上いたしております。内容といたしましては、職員の退職に伴う職員手当等の増額分を計上いたしております。

次に、繰入金、一般会計繰入金といたしまして10万1,000円を増額計上しており、内容と

いたしましては、職員の退職に伴う職員手当等の増額分を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

予算書の3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては11ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

保険給付費、介護サービス等諸費につきまして421万7,000円を増額計上いたしております。内訳といたしましては、居宅介護サービス給付費1,259万6,000円増額、地域密着型介護サービス給付費248万9,000円増額、施設型サービス給付費1,259万6,000円減額、居宅介護サービス計画給付費172万8,000円増額でございます。

次に、介護予防サービス等諸費につきまして42万3,000円を増額計上いたしております。

次に、特定入所者介護サービス等費につきまして464万円を減額計上いたしております。

次に、地域支援事業費、包括的支援事業任意事業費につきまして52万5,000円増額でございます。

以上が、補正予算の概要でございます。本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第4号 令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第6、議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算についてから日程第14、議案第13号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまで、9件を一括議題といたします。

それでは、令和5年度当初予算に関する説明及び、日程第6、議案第5号、令和5年度岬町一

一般会計予算についてから日程第14、議案第13号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件について説明を求めます。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 令和5年度当初予算に関する説明及び日程第6、議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算についてから、日程第14、議案第13号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件の提案説明をさせていただきます。

初日の町長からの令和5年度町政運営方針を受けまして、私のほうからは、令和5年度の本町の当初予算につきまして、会計ごとに説明させていただきます。

今般の説明につきましても、新型コロナウイルス感染症防止対策といたしまして、昨年度に引き続き、時間短縮に努めてまいりたいと考えております。要点を絞って説明させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

予算書とともに配付させていただいております令和5年度岬町当初予算（案）説明資料に沿って概要を説明させていただきます。

資料の1ページ左側の1、各会計の予算総額をご覧ください。

初めに、一般会計予算につきましてご説明いたします。予算総額といたしまして76億3,700万円を計上いたしており、対前年度比5.7%の増となっております。

次に、1ページ右側の2、一般会計の概要をご覧ください。

歳入歳出予算について、対前年度増減額が大きいものを中心に概要を説明させていただきます。まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町税といたしまして、令和2年から3年間に及ぶコロナ禍から穏やかな景気の持ち直しの動きを考慮し、対前年度2,994万9,000円増額の18億2,600万円を計上いたしております。

地方交付税といたしまして、国の令和5年度地方財政計画の内容などを踏まえて、対前年度9,700万円増額の25億1,700万円を計上いたしております。

国庫支出金といたしまして、町営住宅長寿命化事業や道路整備事業などに係る社会資本整備総合交付金の増加などにより、対前年度6,772万8,000円増額の8億5,512万円を計上いたしております。

寄附金といたしまして、岬ゆめ・みらい寄附金の増加などにより対前年度9,120万円増額の1億130万円を計上いたしております。

繰入金といたしまして、対前年度7,145万1,000円増額の4億884万8,000円

を計上いたしております。主な内容といたしましては、当初予算で必要な財源を措置するための財政調整基金繰入金1億5,000万円を、岬ゆめ・みらい基金繰入金1億9,784万2,000円をそれぞれ計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費といたしまして、一般職の退職手当や参議院議員選挙費の減少などにより、対前年度3,452万9,000円減額の10億6,977万4,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、デジタル田園都市国家構想交付金を活用し、全国のコンビニ等の店舗で住民票の写し等が取得できるコンビニ交付システムの構築や容易に情報収集が可能となる公開型・統合型地理情報システムの構築を図ります。

民生費といたしまして、障害福祉サービス費の増加などにより、対前年度1億1,988万円増額の27億2,555万2,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、行政計画であります、子ども・子育て支援事業計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定にそれぞれ着手するとともに、拡充施策につきましては、さらなる子育て環境を充実させるため、町独自施策として、ゼロ歳から2歳児の課税世帯第1子についての保育料の半額軽減を行います。

衛生費といたしまして、新型コロナウイルスワクチン接種事業費や接種環境の整備事業費の減少などにより、対前年度2,317万2,000円減額の7億7,430万円を計上いたしております。新規施策といたしまして、脱炭素化の推進のため電気自動車等の購入経費の補助制度の創設や、火葬場に停電対策として非常用自家発電装置を設置、ごみ処理施設の機能保全と延命化を図るための長寿命化計画を策定いたします。

土木費といたしまして、多奈川小田平住宅と多奈川平野北住宅に係る町営住宅長寿命化事業費の増加などにより、対前年度1億8,050万5,000円増額の10億7,774万9,000円を計上いたしております。新規施策といたしまして、避難路や緊急輸送路を補完し、町道ネットワークの構築を図るため、仮称でございますが町道美崎苑連絡線の整備に着手いたします。また、一般道路や橋梁につきましては、舗装修繕計画や橋梁点検結果に基づき計画的な補修・修繕を行います。

諸支出金といたしまして、岬ゆめ・みらい基金積立金の増加などにより、対前年度8,971万4,000円増額の1億4,626万7,000円を計上いたしております。

以上が、一般会計予算でございます。

続きまして、特別会計についてご説明させていただきます。

資料の1ページ左側の1、各会計の予算総額及び15ページ以降の9、特別会計予算の概要をご覧ください。

国民健康保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ25億5,011万3,000円を計上いたしており、対前年度比2.6%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国民健康保険料につきましては、一般被保険者国民健康保険料の減少などにより、対前年度1億3,834万減額の4億4,366万2,000円を計上いたしております。

府支出金につきましては、普通交付金の増加などにより、対前年度1億575万3,000円増額の19億1,358万1,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

保険給付費につきましては、一般被保険者療養給付費の増加などにより、対前年度2,609万2,000円増額の18億176万9,000円を計上いたしております。国民健康保険事業費納付金につきましては、一般被保険者医療給付分の減少などにより、対前年度9,375万2,000円減額の6億3,079万1,000円を計上いたしております。

以上が、国民健康保険特別会計予算でございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ3億5,964万1,000円を計上いたしており、対前年度比3.9%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収保険料の減少などにより、対前年度1,389万2,000円減額の2億6,445万5,000円を計上いたしております。

諸収入につきましては、高齢者保健事業受託料の増加などにより、対前年度103万4,000円増額の1,005万円を計上いたしております。

なお国庫支出金につきましては、科目を廃止しております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、後期高齢者医療保険料納付金の減少などにより、対前年度1,754万9,000円減額の3億4,080万円を計上いたしております。

保健事業費につきましては、健康診査や生活習慣病予防対策支援事業費の増加などにより、対前年度130万2,000円増額の1,276万円を計上いたしております。

以上が、後期高齢者医療特別会計予算でございます。

続いて、下水道事業特別特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ6億3,256万9,000円を計上いたしており、対前年度比2.8%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、一般会計繰入金といたしまして、対前年度2,749万4,000円増額の3億3,925万3,000円を計上いたしております。

町債につきましては、資本費平準化債の減少などにより、対前年度1,110万円減額の1億5,760万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

事業費につきましては、公共下水道事業費の増加などにより、対前年度2,826万1,000円増額の1億9,510万7,000円を計上いたしております。

公債費につきましては、地方債元金償還金の減少などにより、対前年度1,922万4,000円減額の3億7,207万7,000円を計上いたしております。

以上が、下水道事業特別会計予算でございます。

続いて、漁業集落排水事業特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ1,836万7,000円を計上いたしており、対前年度比25.5%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

町債につきましては、公営企業会計適用債の増加などにより、120万円増額の140万円を計上いたしております。

国庫支出金につきましては、デジタル田園都市国家構想交付金（下水道台帳電子化事業）といたしまして、新たに138万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明させていただきます。

総務費につきましては、一般管理費といたしまして、対前年度373万5,000円増額の782万円を計上いたしております。

以上が、漁業集落排水事業特別会計予算でございます。

続いて、介護保険特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として歳入歳出それぞれ20億5,620万6,000円を計上いたしており、対前年度比2.1%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

国庫支出金につきましては、介護給付費負担金の増加などにより、対前年度1,266万2,000円増額の5億1,708万3,000円を計上いたしております。

支払基金交付金につきましては、介護給付費交付金の増加などにより対前年度1,240万3,000円増額の5億2,044万8,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

総務費につきましては、一般管理費の増加などにより、対前年度397万1,000円増額の5,712万3,000円を計上いたしております。

保険給付費につきましては、居宅介護サービス給付費の増加などにより、対前年度3,988万8,000円増額の18億4,474万4,000円を計上いたしております。

以上が、介護保険特別会計予算でございます。

続いて、淡輪財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ321万円を計上いたしており、対前年度60.9%の減となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、淡輪地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度471万8,000円減額の156万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

財産費につきましては、維持管理費の減少などにより、対前年度312万7,000円減額の233万円を計上いたしております。

以上が、淡輪財産区特別会計予算でございます。

続いて、深日財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額として、歳入歳出それぞれ4,162万4,000円を計上いたしており、対前年度比23.9%の増となっております。

まず、歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、深日地区財産区基金繰入金といたしまして、対前年度813万4,000円増額の2,052万3,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、深日地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度836万7,000円増額の3,563万8,000円を計上いたしております。

以上が、深日財産区特別会計予算でございます。

最後に、多奈川財産区特別会計予算につきましてご説明いたします。

予算総額といたしまして、歳入歳出それぞれ3,906万2,000円を計上いたしており、対前年度比19.9%の増となっております。

歳入予算の概要を説明させていただきます。

繰入金につきましては、多奈川地区財産区基金繰入金及び一般会計繰入金といたしまして、対前年度655万円増額の3,878万9,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要を説明させていただきます。

諸支出金につきましては、多奈川地区財産区基金積立金及び一般会計繰出金といたしまして、対前年度680万5,000円増額の3,148万7,000円を計上いたしております。

以上が、多奈川財産区特別会計予算でございます。

以上、令和5年度一般会計予算のほか8会計予算の概要につきまして説明させていただきました。本件につきましては、後日、開催が予定されております総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第5号、令和5年度岬町一般会計予算についてから、議案第13号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計予算についてまでの9件を会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号から議案第13号については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第15、議案第14号、町道路線の認定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

都市整備部長、奥 和平君。

○奥都市整備部長 日程第15、議案第14号、町道路線の認定についてをご説明いたします。

提案理由といたしましては、町道路線の認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容としましては、役場東側の開発行為により設けられた道路を、令和5年1月10日に岬町へ移管を受けましたので、町道認定を行うものでございます。

それでは、新規町道路線の認定につきまして、1ページの新規町道認定調書をご覧ください。2ページに路線認定箇所図、3ページに新規認定路線図を添付しておりますので、併せてご覧ください。

新たに認定する町道につきましては、路線番号2240、路線名は緑四8号線、起点が深日2000番地の34、終点が深日2000番地の32、延長は25.1メートルでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第14号、町道路線の認定については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第14号については、事業委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第16、議案第15号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

企画地方創生監、寺田武司君。

○寺田企画地方創生監 日程第16、議案第15号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資

産税の課税免除に関する条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由につきましては、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の改正に伴い引用規定の条ずれの対応を行うため、本条例に所要の改正を行うものです。

議案の裏面及び新旧対照表をご覧ください。

第1条中第24条を第25条に改め、第2条中第25条を第26条に改めるものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

以上が、条例改正の概要でございます。本件につきましては、総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第15号、岬町地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思いますが、ご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第15号については、総務文教委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第17、議案第16号、岬町子ども・子育て会議条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 日程第17、議案第16号、岬町子ども・子育て会議条例の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正に伴い、引用条文の整合を図るため、本条例に所要の改正を行うものです。また、広く委員の意見を反映させるため、委員の数を併せて改正するものです。

条例案及び新旧対照表をご参照ください。

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て会議について定める第72条から第76条が削られ、第77条から第87条が5条ずつ繰り上がります。そのため子ども・子育て会議条例第1条中、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定を、第72条第1項の規定に改め、同条例第2条第1号中、子ども・子育て支援法第77条第1項各号を第72条第1項各号に改めます。また、今回の改正に併せて広く意見を求めるための公募委員を募集するため、同条例第3条第1項中、委員14人以内を委員15人以内に改めるものです。

次に、施行期日としまして、令和5年4月1日とします。

以上が、子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例案の概要であります。なお、本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第16号、岬町子ども・子育て会議条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第16号については、厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第18、議案第17号、岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松下 亨君。

○松下しあわせ創造部理事 日程第18、議案第17号、岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正についてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、大阪府の福祉医療費助成制度において、生活保護法による被保護

者のうち、保護停止中の者が医療費助成対象となることに伴い、本町においても医療費の助成対象とするため、関係条例に所要の改正を行うものです。

資料により説明させていただきますので、資料をご参照ください。

まず趣旨としまして、大阪府の福祉医療制度において、生活保護法による被保護者（停止中の者を含む）を医療費助成の対象外としてきましたが、生活保護停止中の者は医療扶助が停止するため国民健康保険等に加入しなければならず、自己負担が発生しました。そのため今回の改正により、生活保護、医療扶助を現に受けていない、停止中の者も福祉医療助成対象とすることに伴い、関係条例の整備を行うものです。

条例改正の内容ですが、岬町子ども医療費の助成に関する条例、岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例、それぞれについて生活保護法による被保護者（停止中の者を含む）を医療費助成の対象外から医療扶助を現に受けていない停止中の者も助成対象に追加することとしました。

次に、施行期日としまして、令和5年4月1日とします。

最後に適用区分ですが、第1条の規定による改正後の岬町子ども医療費の助成に関する条例、第2条の規定による改正後の岬町ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例、及び第3条の規定による改正後の岬町重度障害者の医療費の助成に関する条例については、この条例の施行の日以後に係る医療費について適用し、施行日前に係る医療費については、なお従前の例によることとします。

以上が、岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部を改正する条例案の概要であります。

なお本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第17号、岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第17号については、厚生委員会に付託することに決定をいたしました。

---

○出口 実議長 日程第19、議案第18号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第19、議案第18号、岬町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明をいたします。

提案理由といたしましては、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令及び健康保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例に所要の改正を行うものです。

それでは、条例案についてご説明させていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことに基づく健康保険法施行令等及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴う改正と、特例対象被保険者等に係る届け出において提示するものとして、従前より雇用保険法施行規則第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証が規定されておりましたが、同令第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示でも届け出が可能としたことによる改正について、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正内容といたしまして、本条例第7条第1項中40万8,000円を48万8,000円に改めるものです。次に、第26条の3第2項中の資格者証の次に、または条例第19条第3項に規定する雇用保険受給資格通知の提示を求められた場合においては、を加えるものです。なお、附則において、施行期日を令和5年4月1日と定めております。また、この条例の施行の日以前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例によるものとしております。

以上が、条例案の概要でございます。本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上議決賜りますようお願いを申し上げます。

○出口 実議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、大綱的質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

それでは、議案第18号、岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○出口 実議長 異議なしと認めます。

よって、議案第18号については、厚生委員会に付託することに決定いたしました。

---

○出口 実議長 日程第20、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)について報告を求めます。

都市整備部理事、吉田一誠君。

○吉田都市整備部理事 日程第20、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)につきましてご報告をいたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

事故発生日時は令和4年8月14日日曜日午後3時頃、事故発生場所は大阪府泉南郡岬町淡輪3990番地、岬町立みさき公園でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、議案書に記載のとおりでございます。

事故の概要でございますが、相手方が岬町立みさき公園内野外ステージにあるベンチに座ろうとしたところ、ベンチの端から飛び出た鉄パイプに太ももが接触し、左下腿部に損傷を負ったものでございます。

損害賠償の額は、怪我を負ったことによる治療費、通院交通費と合わせ、対人損害賠償といたしまして5,740円となっております。なお損害賠償額につきましては、相手方に全額支出済みとなっております。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当いたしますので、令和4年12月26日に専決処分を行ったものでございます。

また、事故発生後におきましてはベンチ周辺の危険箇所を補修するとともに、野外ステージ内へ注意喚起の掲示を行ったところでございます。

以上が、岬町立みさき公園に係る損害賠償額の決定に伴う専決処分の報告となります。

○出口 実議長 都市整備部理事の報告は終わりました。

ただいまから質疑を受けます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○出口 実議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第1号、専決処分の報告について(損害賠償額の決定)の件を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしくお願いを申し上げます。

次の会議は、3月28日全員協議会終了後に会議を開きますので、ご参集ください。

どうもご苦労さまでございました。

(午後 2時32分 散会)

以上の記録が本町議会第1回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和5年3月8日

岬町議会

議 長 出 口 実

議 員 松 尾 匡

議 員 道 工 晴 久